



人間ドック等健康診査 インフルエンザワクチン接種

平成30年度の助成金の請求は 平成31年3月末日迄です！

北海道医師国保組合では、人間ドック等の健康診査のほかインフルエンザワクチン接種につきましても、保健事業の一環として助成金を交付しております。

すでに人間ドック等の健康診査を受診またはインフルエンザワクチンを接種された方で、助成金の請求をされていない方は、平成31年3月31日までに助成金交付請求書を組合へご提出ください。

また、特定健康診査を実施している医療機関であれば、自己の医療機関で健康診査を受診（自家健診）しても差し支えありませんので、まだ受診されていない方は、是非受診していただくようお願いいたします。

〈1. 人間ドック等健康診査〉

項 目	入院人間ドック (1泊2日以上)	簡易人間ドック (1日または半日含む)	特定健康診査
1. 利用者の範囲	本組合に加入の組合員および被保険者		40～74歳までの被保険者
2. 利用する医療機関	入院人間ドックを常設している医療機関	簡易人間ドックを実施している医療機関 (自家健診可)	特定健康診査を実施している医療機関 (自家健診可)
3. 助成金限度額	組合員 8万円 家族・准組合員 3万円 (特定健康診査の費用を含む)	組合員 5万円 家族・准組合員 3万円 (特定健康診査の費用を含む)	基本健康診査 7,680円 貧血検査 900円 心電図検査 1,600円 眼底検査 1,210円 血清クレアチニン検査 120円
4. 請求用紙	「健康診査助成金交付請求書(様式第1号)」 または 「組合員の同意による健康診査助成金交付請求書(様式第3号)」		特定健康診査(自家健診) 振込口座届出書

(注意)

1. 利用者の範囲について

社会保険、市町村国保などに加入の方は対象外です。

(当組合の組合員証または被保険者証をお持ちでない方は対象外)

2. 助成金限度額(40～74歳までの方のみ)について

特定健康診査の基本項目の未実施が解消されない、または基本項目がない健康診査を受診した場合、特定健康診査費用(7,680円)はお支払い出来ませんが、後に特定健康診査の基本項目を実施したときは特定健康診査費用(7,680円)をお支払いいたします。

なお、受診した検査項目に、特定健康診査の基本項目が網羅されていない場合は、自己の開設または勤務する医療機関で不足項目を検査することは差し支えありません。

3. 請求について

1) 請求書類

①組合員が組合へ請求する場合

→「健康診査助成金交付請求書」(様式第1号)

②健康診査実施医療機関が、組合員の同意を得て助成金を請求する場合

→「組合員の同意による健康診査助成金交付請求書」(様式第3号)

2) 提出書類

①人間ドック等の健康診査を受けた場合

◎健康診査助成金交付請求書

◎検査項目・領収書

◎健診結果の写し又は特定健康診査用入力票・質問票

* 健診結果の写し又は特定健康診査用入力票・質問票の添付が不要の方

・40歳未満及び75歳以上の方

・特定健康診査の基本項目がない健診を受けた方

・特定健康診査受診券を医療機関へ提出された方

②自己の医療機関で特定健診項目のみ実施の場合

◎特定健康診査(自家健診)振込口座届出書

◎特定健康診査用入力票・質問票

〈2. インフルエンザワクチン接種〉

1. 利用者の範囲	本組合に加入の組合員および被保険者
2. 助成金額	予防接種を受けた者一人、同一年度内 1,000円
3. 助成金の請求	組合員(申請者)が、家族・准組合員(従業員)分を含めて接種後に、直接本組合に請求(郵送) ※FAX不可
4. 請求用紙	インフルエンザワクチン接種助成金交付請求書

(注意)

1. 利用者の範囲について

社会保険、市町村国保などに加入の方は対象外です。

(当組合の組合員証または被保険者証をお持ちでない方は対象外)

2. 助成金額について

インフルエンザワクチン接種を2回受けた場合でも助成金額は1,000円です。

※ 「健康診査助成金交付請求書」および「インフルエンザワクチン接種助成金交付請求書」等の用紙につきましては、平成31年2月下旬に組合員の方にお送りしております『健康診査ガイドブック』の請求書等の様式をご利用願います。

また、本組合のインターネットホームページからも入手できます。

組合ホームページアドレス

<http://www.hokkaido.med.or.jp/kokuho/>

その他、本誌の「様式」頁のコピーも使用可能です。

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

連絡先：〒060-0042

札幌市中央区大通西6丁目 北海道医師会館6階

北海道医師国民健康保険組合：総務係

TEL 011-271-7471

インターネット道医師国保組合ホームページをご利用ください

北海道医師国民健康保険組合では、組合ホームページを開設し、皆様に、本組合の業務にかかわる諸情報等を逐次発信しております。

毎年3月から4月は、組合員および被保険者の方々の異動が著しい時期になります。

協会けんぽへのご加入、ご家族のご就職、従業員の雇用・退職、自宅の転居など、組合への届け出の手続きが必要となりますが、国民健康保険法および組合規約によって事実のあった日から14日以内に届け出ることが定められております。

届け出が遅れますと保険料の調整(増減)および保険給付等に影響しますので、ご注意願います。

なお、各種申請(届け出)用紙はホームページからも入手できますので、是非ホームページのご活用をお願いいたします。

*北海道医師国民健康保険組合ホームページアドレス

<http://www.hokkaido.med.or.jp/kokuho/>

〒060-0042 札幌市中央区大通西6丁目

北海道医師会館6階

北海道医師国民健康保険組合

TEL 011-271-7471

FAX 011-241-6414